

## 津軽伝承工芸館・津軽こけし館指定管理者募集要項

黒石市は、津軽伝承工芸館・津軽こけし館の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。指定管理者は、応募者の中から市長が候補者を選定し、黒石市議会の議決を経て指定することとなります。

### 1 対象施設の概要

#### (1) 名称及び所在地

- ① 津軽伝承工芸館 黒石市大字袋字富山65番1
- ② 津軽こけし館 黒石市大字袋字富山72番1

#### (2) 施設概要

別紙「津軽伝承工芸館・津軽こけし館指定管理者管理仕様書」のとおりです。

### 2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
  - (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
  - (3) 施設の管理を通じて取得した個人情報に関して、適切な取扱いの確保に努めること。
- ※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

### 3 指定管理者の業務等

#### (1) 業務の範囲

- ① 津軽伝承工芸館条例（平成17年黒石市条例第27号）第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- ② 津軽こけし館条例（平成17年黒石市条例第28号）第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- ③ 利用の許可及び変更に関すること。
- ④ 休館日の変更に関すること。
- ⑤ 許可の条件及び許可に付した条件の変更に関すること。
- ⑥ 利用の拒否、許可の取り消し又は利用の停止、若しくは利用の制限に関すること。
- ⑦ 原状回復に関すること。
- ⑧ 利用にかかる料金及び入場料金の徴収に関すること。
- ⑨ 津軽伝承工芸館の物産の販売、レストラン、休憩コーナー等及び津軽こけし館売店等の開設及び運営に関すること。
- ⑩ 施設及び備品の維持管理、修繕等に関すること。
- ⑪ その他、別紙仕様書に定める業務及び津軽伝承工芸館及び津軽こけし館の管理上必要と認める業務に関すること。

#### (2) 開館時間及び休館日

- ① 開館時間

午前9時から午後5時までとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができます。

## ② 休館日

### ○津軽伝承工芸館

年未年始（12月29日から翌年1月3日まで）とします。ただし、12月1日から12月28日までと翌年1月4日から3月31日までの冬期間は、月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日）を休館日とします。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は休館日を定めることができます。

### ○津軽こけし館

年未年始（12月29日から翌年1月3日まで）とします。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は休館日を定めることができます。

## 4 指定の期間

令和6年10月1日から令和11年3月31日までの4年6か月とします。

ただし、市が指定管理者に対して、管理の業務及び経理の状況報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をした場合やこの指示に従わないとき、指定管理者による管理を継続できないと認めるときは、その指定を取消すことがあります。

※ 指定管理者の指定期間は、黒石市議会の議決を経て決定することとなります。

## 5 応募資格

次の要件を満たす法人であること。

- ① 国内に本社があり、観光施設を運営する十分な能力を有すること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 黒石市から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 市税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- ⑥ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑦ 地方自治法第244条の2第1項の規定による指定管理者の指定取消しを受けたことがないこと（本市の取消しに限定しない。）。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体であること。

## 6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を黒石市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者の指定申請書（黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年黒石市規則第44号）様式第1号）

- (2) 事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- (3) 当該法人の登記簿謄本（全部事項証明書でも可）
- (4) 定款、寄付行為の写しその他これらに相当する書類
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における損益計算書、貸借対照表、財産目録、収支決算書又はその他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- (8) 納税証明書  
国税及び地方税（市町村民税、都道府県税、消費税、地方消費税、法人税等）について未納がないことの証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

## 7 管理運営にかかる経費等

- (1) 津軽伝承工芸館の施設利用料金及び津軽こけし館の入館料金、指定管理者が自ら運営するレストラン、休憩コーナー、物産店の売上等は、指定管理者の収入とします。
- (2) 会計年度ごとに年度協定を締結し、市は施設の管理運営に必要な経費を指定管理者に委託料として支払います。
- (3) 事業規模（経費）については、以下の参考金額以内で、申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。

（参考金額）

- ① 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの6カ月間  
32,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ② 令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年における1年間  
59,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和6年6月21日（金）から7月16日（火）まで
- (2) 適宜質問内容を記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

## 9 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- (1) 日時 令和6年7月5日（金）午後2時
- (2) 場所 津軽伝承工芸館

## 10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 黒石市商工観光部観光課（黒石市産業会館3階）

(2) 令和6年7月22日(月)午後5時まで

※ 持参又は郵送(提出期間必着)とし、電子メール、FAX等での提出は認めません。

※ 提出書類は返還しないものとします。

#### 11 募集要項の配布

(1) 配布場所 黒石市商工観光部観光課 黒石市産業会館3階

住所 〒036-0307 黒石市大字市ノ町5番地2号

電話 0172-52-2111(内線647) FAX 0172-52-6191

(2) 配布期間 令和6年6月21日(金)から7月16日(火)まで

配布時間は午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

とします。郵送での配布はいたしません。

なお、市ホームページに掲載されています。

#### 12 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が次の選定事項に沿って、それぞれ審査した評価点が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

- ① 住民の平等利用が確保されるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 管理を安定して行う人的能力及び財政的基礎を有しているか、若しくは確保できる見込みであること。
- ⑤ 施設の適切な維持管理が図られるものであること。  
(円滑な事業継続のための現従事者の優先雇用などを含む)
- ⑥ その他必要と認める事項

#### 13 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

#### 14 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

#### 15 選定委員会

- ① 令和6年8月上旬に実施します。(予定)
- ② 申請者である法人の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

③ 日時、場所については後日連絡します。

16 選定結果

結果については、各応募者に文書で通知します。

17 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- ① 指定管理者は黒石市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- ② 議決後に市と指定管理者との間で協定（基本協定・年度協定）を締結しますが、初年度の年度協定の管理業務に係る指定管理料は参考金額以内となります。
- ③ 指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められる場合には、その指定を取消し、協定をしない場合があります。

18 その他

- ① 提出書類はお返しできません。
- ② 提出された書類は、必要に応じて複写します（使用は市庁内及び選定委員会での検討資料に限ります。）。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

19 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）その1、その2
- (4) 津軽伝承工芸館・津軽こけし館指定管理者管理仕様書
- (5) 資料1～4
- (6) 津軽伝承工芸館条例
- (7) 津軽こけし館条例

問い合わせ先

黒石市商工観光部観光課 担当 真土、武差

TEL 0172-52-2111（内線647）

FAX 0172-52-6191

E-mail kankoushinkou@city.kuroishi.aomori.jp